

## 広島県国民保護計画の変更について

平成 29 年 12 月に閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」の一部変更に伴い、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 34 条 8 項の規定に基づき、広島県国民保護計画を変更した。

### 1 計画変更の概要

項目	内容
①実践的な訓練の実施に当たっての留意事項の追加 (P39)	・地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示として追加
②避難施設の指定に係る事項の追加 (P43)	・「地下施設を避難施設に指定するよう配慮すること」及び「避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮すること」を追加
③弾道ミサイル発射時の対応等の追加 (P78)	・平素から Jアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを追加
④その他	・関係法令・計画等の改正等の反映 ・統計数値等の更新 ・用語の整理 等

※ ①～③は平成 29 年 12 月の「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う事項

### 2 変更年月日

平成 30 年 12 月 28 日